

平成21年 3月 21日現在

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2006～2008

課題番号：18530406

研究課題名（和文） ドイツ国籍法改正とナショナル・アイデンティティ

研究課題名（英文） The Reform of the Citizenship Law and National Identity in Germany

研究代表者

佐藤 成基 (SATO SHIGEKI)

法政大学・社会学部・准教授

研究者番号：90292466

研究成果の概要：出生地主義を導入した1999年の国籍法改正に至る国籍法をめぐる1980年代後半以後のドイツの政治的公共圏における論争を検討し、そこでのナショナル・アイデンティティ（ドイツ人によるドイツに関する自己理解の方法）の役割を考察した。従来まで言われていたのとは異なり、「エスノ文化的」なネーション理解は重要な意味をもっておらず、論争は連邦共和国を枠組みとする「市民的」で「国家中心的」なネーション理解の解釈の対立を通じて行われていた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	420,000	2,520,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：国籍、シティズンシップ、ネーション、ナショナル・アイデンティティ、血統主義、ドイツ

## 1. 研究開始当初の背景

アメリカの社会学者ロジャーズ・ブルーベーカーの1992年出版の研究によれば、ドイツの純然血統主義に基づく国籍法は、その「エスノ文化的」なネーション理解と歴史的に親和性を持つものであった。しかし、この枠組みでは純然血統主義からの離脱を意味した1999年改正の事実が説明できない。

## 2. 研究の目的

1913年以来存続してきたドイツの国籍法

が1999年に改正され、出生地主義が導入された。この歴史的なドイツ国籍法改正が、どのような経緯で行われたのかを明らかにすることが本研究の目的である。特に、そこにおけるナショナル・アイデンティティの役割に注目する。

## 3. 研究の方法

連邦議会、連邦参議院の議事録や議事資料、主要政党大会の議事録、主要新聞・雑誌の記事やインタビューをもとに、政治的公共圏

における主要政治家・政党による論争の経緯を詳細に跡付ける。

それを本研究では、(1)1980年代後半、(2)ドイツ統一以後の第4期コール政権期(1991-1994)、(3)第5期コール政権期(1994-1998)、そして(4)国籍法改正が実現するシュレーダー政権の最初の半年間(1998-1999)に分けて考察した。

#### 4. 研究成果

##### (0)概要

ブルーベイカーがドイツに固有の自己理解の特質として指摘していた「エスノ文化的」なネーション概念は、すでに1980年代の段階から時代錯誤的なものとみなされており、出生地主義導入反対派からも真剣に表明されたことがなかったことがわかった。国籍法改正論争におけるネーション理解をめぐる争点はむしろ、ブルーベイカーがフランス的なものと位置づけた「市民的」ないし「国家中心的」なネーション概念をいかに解釈するか、すなわち法的秩序の下の多文化的平和共存か共和国への忠誠意志かという点にあった。この対立は、定住化が進む外国人(移民)を、いかにドイツ社会に「統合」するかという状況において、喫緊なものになっていた。

##### (1)外国人の「統合」へ——1980年代後半

1980年代後半に入ると、連邦政府はそれまでの外国人労働者家族の祖国への帰還政策を放棄し、彼らをドイツ社会に法的・社会的に統合すべく政策を転換する。その一つの帰結が、1990年の外国人法改正であった。これによって外国人の法的な地位は安定した。

しかしこうした政策は、あくまで「外国人」のままの統合をめざすものであり、国籍法改正までは考慮に入れられてはいなかった。その一因として、1990年のドイツ統一までの期間、1913年以来の国籍法は、ドイツ統一という連邦共和国の国是との関連で理解されていたことがあげられる。ドイツ連邦共和国はその建国以来、「一つのドイツ」という立場をとり続け、もう一方のドイツ国家であるドイツ民主共和国(東ドイツ)の国際法的な存在を認めてこなかった(政治的現実としては認めていたが)。そのため、「一つのドイツ」を体現する戦前以来の国籍法(これによれば、ドイツ民主共和国の住民も、連邦共和国の住民と同一の意味で「ドイツ国民」なのである)を維持し続けたのである。

他方で野党の社会民主党(SPD)は、1980年代の後半には出生地主義の導入を盛り込んだ国籍法改正案を提示してきた。それは社会民主党が政権を握る州が連合して連邦参議院に法案を提出する形で行われ(1986、1988、1989)、また1989年には連邦議会にも

同内容の改正案が提出された。

連邦政府や与党、特に保守系のキリスト教民主同盟(CDU)とキリスト教社会同盟(CSU)は、そのような野党案に反対した。しかしその反対の論拠は、決して「エスノ文化的」なネーション概念を前提にしたものではなく、「国家に奉仕する意志」を強調した「市民的」で「国家中心的」なものであり、出生地主義の導入は当事者の意志を無視した「強制的ゲルマン化」であるとしたのである。

##### (2)「包括的改革」の開始——1991-1994年

ドイツ統一が達成された直後に成立した第4期コール政権は、はじめて国籍法の「包括的改革」を掲げるようになる。流入する庇護請求者や反外国人暴力事件の高まりのなかで、「外国人のよりよい統合」は野党のみならず、連邦政府においても重要な政治課題となった。そのようななか、野党の社会民主党、また与党の自由民主党(FDP)、さらにはキリスト教民主同盟の一部からも出生地主義導入と重国籍容認を伴う国籍法改正の動きが顕著となった。その論拠は、①「外国人住民」との平和で友好的な共存の必要性、②民主主義の基本原則の確立、③外国人にドイツ連邦共和国への帰属意識を高める必要性などであった。特に社会民主党からは連邦議会で法案が提出された。

それに対する政府や保守系与党からの批判は、1980年代後半の議論と同様、国家への帰属意志や忠誠を重視する「市民的」で「国家中心的」なものであった。彼らは当事者の意志を問わない出生忠義による自動的国籍付与は、外国人の統合をむしろ阻害すると論じたのである。そこでは、「エスノ文化的」なネーションに依拠する純然血統主義擁護論は認められないのである。

##### (3)対立の多極化——1994-1998年

1994年に成立した第5期コール政権は、国籍法改正の方針として「児童国家帰属 Kinderstaatszugehörigkeit」なる概念を打ち出した。これは一定の条件を充たした外国人の子供が出生によって得ることができる地位であり、さらにある一定の条件を充たせば成人時に自動的にドイツ国籍に転化するというものであった。出生地主義を導入せずに国籍法を改正し、外国人の「統合」を容易にしようという連邦政府が打ち出した、苦肉の手であったと言える。特にそれは、「国籍 Staatsangehörigkeit」ではないことが強調され、出生地主義を避けるねらいがあった。

しかしこの案は、連立与党の自由民主党からだけでなく、キリスト教民主同盟内部からの批判を招くことになり、結果として連立与党内部での意見の対立を露見させる結果となる。

自由民主党は「児童国家帰属」案から離脱し、出生地主義導入と期限付き重国籍容認へと路線を明確にした。またキリスト教民主同盟の改革派も、同様の路線を打ち出し、同党内に論争を巻き起こした。キリスト教民主同盟では論争の結果、妥協案で「帰化保証」の概念を打ち出すことになる。しかしこれは「児童国家帰属」案を受け継いだもので、改革派を満足させることにはならなかった。

連邦議会では、野党の社会民主党や緑の党が、それぞれに国籍法改正案を提出して出生地主義導入と重国籍容認を主張し、自由民主党やキリスト教民主同盟の改革派にも同調を呼びかけた。連邦政府やキリスト教民主同盟主流派やキリスト教社会同盟は、ドイツ語やドイツの生活様式の習得と、国家に対する意志や信条の重要性に言及し、重国籍への反対や出生地主義導入反対を繰り返して主張した。その議論は、ここでもやはり「市民的」で「国家中心的」なものである。例えばキリスト教民主同盟のエアウィン・マルシェヴスキは、「民主的な憲法を持った社会にとって、国家とネーションに対する市民の明白な信条が、継続的で平和的な共生の条件になる」と述べる。ここでは、ドイツ連邦共和国の憲法秩序が前提にされている。「民族共同体」のような概念を前提とした「エスノ文化的」なネーション概念は、むしろ否定的なシンボルとして用いられている。

なおこの時期、1980年以來、外国人政策において繰り返し用いられてきた「ドイツは移民国ではない」という文句が、保守系政党においても否定されたことが注目される。1998年における、キリスト教民主同盟／社会同盟の共同の選挙プログラムをめぐる議論のなかで、この文句を入れるかどうか論争になり、結果としてこれが導入されなかったのである。保守系政党においても「外国人市民」のドイツ社会への統合への姿勢が、より積極的なものになっていたことが示されている。

#### (4) 国籍法改正の実現——1998/99年

1998年10月の社会民主党と緑の党の連立によるシュレーダー政権の成立は、国籍法改正を実現する画期的な要因となった。新政権は出生地主義の導入と原則的重国籍容認を打ち出した。それに対し保守系政党は反発し、自由民主党は期限付き重国籍を盛り込んだ「オプションモデル」を打ち出し、政府に対立した。

1999年1月にシリー内務大臣が国籍法改革案を打ち出すが、キリスト教民主同盟と社会同盟は重国籍反対を要求する署名運動を展開することになる。この運動は重国籍反対の国民世論を動員し、ヘッセン州でのキリスト教民主同盟の勝利へと導くことになる。その結果連邦政府は妥協を余儀なくされ、結局自

由民主党の「オプションモデル」を採用した国籍法改革案に後退せざるを得なくなった。この国籍法改革案は1999年5月に成立することになる。

新しい国籍法は重国籍は期限付きなものにとどまったが、出生地主義は導入された。連立与党と自由民主党は、その歴史的意義を強調した。保守系政党の巻き返しにもかかわらず、出生地主義が導入されたのは、保守系政党の方も、出生地主義それ自体を争点化しなかったことがその一因である。保守系政党は重国籍を争点化し、連邦政府の国籍法改革に反対したが、出生地主義には組織的な反対運動を起こさなかった。その理由としては、すでにキリスト教民主同盟内には出生地主義導入を推進する改革派が存在感を高めており、この問題に言及することが党内の対立を露見させることを恐れたことがある。しかしそれと同時に重要なのは、純然血統主義の維持を正当化する論拠として「エスノ文化的」なネーション概念に取って代わるものが見出せなかったからであろう。もはや「エスノ文化的」なネーション概念は、自由民主党や保守系政党を含んだドイツ世論の多数派にとって、時代錯誤的で反動的（「ナチス的」）なものとして見なされていたのである。特に「外国人市民の統合」が、保守系政党においても喫緊な内政上の課題として認識されるようになっていく段階において、もはや「エスノ文化的」なネーション概念はその内政上の目標と両立困難であると見なされざるを得なかったのである。

出生地主義導入に反対する保守派においても、「市民的」で「国家中心的」なネーション概念を前提にせざるを得なかった。例えばキリスト教民主同盟の党首ヴォルフガング・ショイブレは、19世紀フランスのエルネスト・ルナンによる「ネーションとは何か」の中の「ネーションとは日々の住民投票である」という名高い文句を引用し、出生地主義に反対しているのである。その強調されるのは、国家に対する帰属意志や忠誠心であった。ドイツ国籍を取得するには「無条件でドイツ人になるという意志を持たなければならない。ネーションは日々の住民投票なのだ」。しかし出生地主義による自動的ドイツ国籍付与は、この条件を保証しないというのである。

#### (5) まとめ

本研究は、1999年のドイツ国籍法の改正に至る論争過程を、そこに表現された国家やネーションの理解の仕方に焦点を当てて検討し、出生地主義と重国籍を導入しようという側と、それに反対する側も、双方とも「市民的・国家中心的」な理解を前提にしていたということ、しかしその解釈は双方の側で異なる

ったものであったということを明らかにしてきた。ブルーベーカーがドイツの国籍法形成の分析において重要な意義を認めていた「エスノ文化的」なネーション理解は、1980年代以後のドイツの国籍法改正論議の中で、否定的なシンボルとして以外、ほとんど見るべき役割を果たしてこなかったのである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 佐藤成基「血統共同体」からの決別—ドイツの国籍法改正と政治的公共圏—『社会志林』55(4)、73-111頁、2009、査読無
- ② 佐藤成基「国境を越える「民族」—アウスジードラー問題の歴史的経緯」『社会志林』54(1)、19-49頁、2007、査読無
- ③ 佐藤成基「国家の檻—マイケル・マンの国家論に関する若干の考察—」『社会志林』53(2)、19-40頁、2006、査読無

[学会発表] (計1件)

- ① 佐藤成基「国家の檻—マイケル・マンの国家論に関する若干の考察—」日本社会学会第46回大会報告、2006年6月24日、千葉大学

[図書] (計2件)

- ① 佐藤成基(編著)『ナショナリズムとトランスナショナリズム—変容する公共圏』(法政大学出版局、総頁336、2009)
- ② 佐藤成基「ネーション／国家／社会—方法論的ナショナリズムを超えて」(上記編著所収、21-41頁、2009)
- ③ 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土—戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』(新曜社、総頁428、2008)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 成基 (SATO SHIGEKI)  
法政大学・社会学部・准教授  
研究者番号：90292466

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者